

告 示

埼玉県告示第千三十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三十七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字表字六郎百八十五、百九十一、大字山ヶ谷戸字四百七十六―一、四百七十六―二、四百七十六―三、四百七十六―四、四百七十九、六百四十一―三、六百四十一―六、六百四十一―二、六百四十一―五、大字山ヶ谷戸字半向六百二十、六百二十一―二、六百二十一―一、六百二十一―三、六百二十一―四

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千三百二十八立方メートル